

## 原村空家有効活用促進補助金の概要

### (補助金名)

原村空家有効活用促進補助金

### (趣旨)

空家の有効活用による本村への移住・定住の促進及び地域の活性化を図る。

### (概要)

移住や定住に結びつく空家の購入又は空き家のリフォームに対し補助金を交付する。

### (補助対象物件)

村内に所在する、居住用の戸建ての建物であり、所有者または管理者が確認できる現に空家である物件。ただし、空家の購入者、賃借者から3親等以内の親族の所有歴がない物件。

### (補助対象者)

- ①空家を購入して定住する50歳未満の者。ただし、購入物件所在地に住民登録し5年以上居住すること。(追跡あり)
- ②空家を賃借し、リフォームして定住する50歳未満の者。ただし、賃貸借物件所在地に住民登録し2年以上居住すること。(追跡あり)
- ③空家をリフォームして賃貸する者。ただし、入居者が決定していること。2年以上の居住を妨げないこと。(追跡あり)

### (補助対象)

- ①居住に用する空き家物件の購入費用
- ②居住に用する空き家の賃貸借に伴い、所有者または管理者が行うリフォーム費用、或いは所有者または管理者の承諾を得て入居者が行うリフォーム費用

### (補助額)

空家購入費用の1/2 (限度額100万円)

リフォーム費用の1/2 (限度額50万円)

いずれも1万円未満切り捨て

補助回数は、同一申請者、同一物件に対して1回限りとする。

### (制度期間)

令和3年4月1日より5年間とする。ただし、補助金返還はこれによらない。

### (その他)

リフォームについては村内業者

賃貸借(リフォーム)物件が店舗等併用住宅の場合は居住にかかる部分

実績報告が交付決定年度内に行われること

実績報告時に住民登録が完了している者

実績報告時に物件の登記が終了していること(購入)

(返還規定)

不正等の手段により補助金の交付を受けた者 補助金確定額の 100%  
所定の居住期間に満たない場合、段階に応じて補助金の返還を求める

補助金が確定してから の経過期間	返還を求める額	
	空き家購入	空き家リフォーム
1 年未満	補助金確定額の 100%	補助金確定額の 100%
1 年以上 2 年未満	補助金確定額の 80%	補助金確定額の 50%
2 年以上 3 年未満	補助金確定額の 60%	/
3 年以上 4 年未満	補助金確定額の 40%	
4 年以上 5 年未満	補助金確定額の 20%	

※ 制度詳細については、原村空家有効活用促進補助金交付要綱をご覧くださいか  
建設水道課環境係までお問い合わせください。